



**インベスコ 世界ブロックチェーン株式ファンド  
(予想分配金提示型) 愛称:世カエル**  
追加型投信／内外／株式／インデックス型

月次運用レポート

2025年3月31日現在

商品概要	設定日	2021年3月11日	信託期間	2029年7月10日まで	決算日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
------	-----	------------	------	--------------	-----	--------------------

## 運用実績

【過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。】

### ■ 基準価額の推移（課税前分配金再投資ベース）



※基準価額は信託報酬(後述の「ファンドの費用」参照)控除後のものです。

※ベンチマーク (コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス (税引後配当込み、円換算ベース) \*\*) は、基準日前営業日の数値を元に、基準日当日の米ドル為替レート (対顧客電信売買相場の仲値) で円換算し、ファンの設定日の前営業日を10,000として指数化しています。

### ■ 基準価額と純資産総額

純資産総額	5,480(百万円)
基準価額	8,670円
前月末未比	-577円

### ■ 1万口当たり分配実績（課税前）

	分配金
第1期～42期	計 300円
第43期 (2024.10.10)	0円
第44期 (2024.11.11)	200円
第45期 (2024.12.10)	300円
第46期 (2025.1.10)	200円
第47期 (2025.2.10)	100円
第48期 (2025.3.10)	0円
設定来累計	1,100円

※分配金は投資信託説明書（交付目論見書）記載の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断等により分配を行わない場合もあります。

### ■ 謄落率（課税前分配金再投資ベース）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-6.24%	-19.33%	1.65%	-12.05%	3.71%	-	-4.34%
ベンチマーク	-6.49%	-18.73%	2.91%	-9.97%	8.62%	-	0.41%

※基準価額の騰落率は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

## ポートフォリオの状況

【当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

### ■ 資産配分 ※1

	純資産比
株式	98.3%
キャッシュ等	1.7%
銘柄数	45

### ■ 組入上位5カ国 ※2

	国名	純資産比
1	アメリカ	48.7%
2	日本	27.1%
3	台湾	6.2%
4	韓国	3.4%
5	オランダ	2.8%

### ■ 組入上位5通貨

	通貨名	純資産比
1	米ドル	54.2%
2	日本円	27.1%
3	台湾ドル	6.2%
4	ユーロ	3.4%
5	韓国ウォン	3.4%

### ■ 組入上位5業種 ※3

	業種	純資産比
1	金融	38.7%
2	情報技術	37.4%
3	一般消費財・サービス	12.4%
4	コミュニケーション・サービス	6.6%
5	公益事業	3.2%

※1 株式には、投資信託証券などが含まれています。

※2 国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

※3 業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じています。

\*\*コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（当指標）は、ソラクティブ AG（ソラクティブ社）によって算出、公表されています。ソラクティブ社は、当指標、およびその登録商標、当指標データの利用結果に関して、何時、いかなる点においても明示的、黙示的な保証または確約を行いません。ソラクティブ社は当指標を正確に算出するために最善を尽くしますが、指標提供者としての義務にかかわらず、投資家および金融商品の仲介者を含む第三者に対して、当指標の誤りを指摘する義務を負いません。ソラクティブ社による当指標の公表および金融商品に関する目的での当指標または当指標の商標利用の使用許諾は、ファンドへの投資を推奨するものではなく、また、ファンドへの投資に関するソラクティブ社の保証または意見を表明するものではありません。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

設定・運用：

インベスコ・アセット・マネジメント

[商号等]インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号

[加入協会]一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

## ポートフォリオの状況

【当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

### ■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比	コメント
1	SBIホールディングス	日本	金融サービス	5.4%	国内外のインターネット関連企業を中心としたベンチャーキャピタル投資、金融サービス事業、アセットマネジメント事業等を展開。暗号資産関連事業では暗号資産取引事業の拡大の他、国内初となる一般投資家向けデジタル社債を発行するなど、積極展開。
2	メガネット	日本	消費者サービス	5.2%	自己資金でのビットコインへの投資と保有を中心事業と位置付けており、株式市場では同社株式への投資はビットコインの代替投資として評価されている。
3	エヌカドリバーレ	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	4.7%	南米を地盤とする、eコマースプラットフォーム企業最大手。自社サイトで流通可能なメルカド・コインを開発し顧客ロイヤルティを高めるなど、ブロックチェーン技術への投資が本業に貢献しているほか、ブランドやチリでは暗号資産取引サービスも提供。
4	台湾積体電路製造	台湾	半導体・半導体製造装置	4.3%	世界有数の半導体ファウンドリ（生産工場）。暗号資産のマイニング向け集積回路メーカーにとって重要なサプライヤー。韓国、中国、米国などの競合他社と比較し、相対的に高い成長率と利益率を誇る点を評価。
5	マネックスグループ	日本	金融サービス	4.2%	主にオンライン証券事業を手掛ける日本の企業。子会社に暗号資産取引サービスを提供するコインチェックや、取引・分析プラットフォームや仲介サービスを提供するトレードステーションを持ち、積極的に暗号資産関連のサービスの提供を行う点を評価。中核の証券ブローカー事業との相乗効果にも期待。
6	ストラテジー	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.0%	大手ビジネス・インテリジェンス・ソフトウェア企業。小売り、ヘルスケア、金融サービス、通信等、幅広い業種に顧客を有する。資産保全の手段として、世界で最も普及している暗号資産であるビットコインを保有。
7	CMEグループ	アメリカ	金融サービス	3.5%	シカゴ・マーカンタイル取引所（世界有数のデリバティブ取引所）を所有・運営。2018年1月にビットコイン先物取引の提供開始。ビットコイン先物の出来高が大きく増加している点や、その他決済システムや暗号化技術などのブロックチェーン投資にも積極的に取り組んでいる点を評価。
8	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.4%	主要な暗号資産マイニング企業にASICチップを供給しており、半導体事業が同社の収益性向上にも寄与。マイニング・ハートウェアのマーケットリーダーになる可能性も考慮。
9	エヌストラ・エナジー	アメリカ	公益事業	3.2%	北米最大規模の電力・エネルギーインフラ企業。風力と太陽光による再生可能エネルギーを通じて発電、販売するほか、バッテリー貯蔵ソリューションを提供している。
10	コインベース・グローバル	アメリカ	金融サービス	3.1%	大手暗号資産取引プラットフォーム企業。預かり資産の大半は機関投資家資産。プライムブローカージャービス強化等により、暗号資産の機関投資家活用拡大の恩恵を期待。2021年4月に米NASDAQに上場。

※上記は、当該銘柄を推奨するものではありません。

※国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。

※業種は、GICS（世界産業分類基準）に準じています。

## ファンドマネージャーのコメント

### ■ 運用環境

3月の米国株式市場は下落しました。月初、米国がカナダ・メキシコに対する関税と、中国への追加関税を発動し、景気減速懸念が強まることなどを受け、株価は下押しされる展開となりました。その後、米財務長官が株価下落時にも政策転換の可能性は低いとの見解を示したこと、トランプ米大統領が景気後退の可能性を否定しなかつたことなどが嫌気され、株式市場は大幅に下落しました。月末には、米国に輸入される自動車への25%の関税賦課が決定されたことを受け、株式市場は再び軟調な展開となりました。

3月の欧州主要株式市場は下落しました。大陸欧州では、月初、欧州中央銀行（ECB）が追加利下げを行ったこと、各国の財政拡大が好感されたことなどを背景に、株式市場は堅調に推移しました。その後、ラガルドECB総裁が景気減速懸念を示したこと、トランプ大統領が関税強化を打ち出したことなどが嫌気され、株式市場は下落しました。英国では、月初、欧州主要国の国防費が増加するとの観測から、防衛・航空関連セクターが選好され、株式市場は上昇基調で推移しました。しかしながら、その後、イングランド銀行（BOE）が政策金利を据え置いたこと、米国の関税政策に対する警戒感が高まることなどを受け、株式市場は下落しました。

ブロックチェーン関連銘柄では、景気減速への懸念や米政権の関税政策を巡る不透明感から投資家のリスク回避姿勢が強まり、ハイテク株や小型株が軟調に推移し、幅広い銘柄が下落しました。関税政策によるマイニング機器の調達コストが懸念される中、サイファー・マイニング（米国）、コア・サイエンティフィック（米国）、アイレン（米国）などの暗号資産マイニング企業の株価が相対的に大きく下落し、マイナスに寄与しました。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。



## ファンドの特色

- 主として、マザーファンド<sup>※1</sup>受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国のブロックチェーン関連株式に投資を行います。効率的な運用を目的として、ブロックチェーン関連株式を投資対象とする上場投資信託証券にも投資することがあります。  
※ 1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 世界ブロックチェーン株式 マザーファンド」です。
- コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）<sup>※2</sup>の動きに連動する投資成果<sup>※3</sup>を目指します。  
※ 2 ◇ファンドは、コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。  
◇コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）とは、基準日前営業日のコインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。  
◇コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックスは、コインシェアーズ・インターナショナル・リミテッドが独自の分析に基づき選定した銘柄で構成され、ソラクティブ AG（ソラクティブ社）によって算出、公表されています。  
◇ソラクティブ社は、コインシェアーズ・ブロックチェーン・グローバル・エクイティ・インデックス（当指数）、およびその登録商標、当指数データの利用結果に関して、何時、いかなる点においても明示的、黙示的な保証または確約を行いません。ソラクティブ社は当指数を正確に算出するために最善を尽くしますが、指数提供者としての義務にかかわらず、投資家および金融商品の仲介者を含む第三者に対して、当指数の誤りを指摘する義務を負いません。ソラクティブ社による当指数の公表および金融商品に関連した目的での当指数または当指数の商標利用の使用許諾は、ファンドへの投資を推奨するものではなく、また、ファンドへの投資に関してソラクティブ社の保証または意見を表明するものではありません。
- ※ 3 ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行いますが、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。
- 実質外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。
- インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（米国、ダウナーズグローブ）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。
- 毎月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。  
分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。  
ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。  
分配対象額の範囲<sup>※4</sup>内で、決算日の前営業日の基準価額<sup>※5</sup>に応じて、以下の金額の分配を目指します。
- ※ 4 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ※ 5 基準価額は1万口当たりとし、支払済の分配金累計額は加算しません。

決算日の前営業日の基準価額 (1万口当たり)	分配金額 (1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- ・基準価額に応じて、分配金額は変動します。
- ・基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を継続する、というものではありません。
- ・分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ・決算日の前営業日から決算日までの間に基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市況動向等によっては委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配が行われない場合があります。

\* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



## ファンドのリスク

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

### 基準価額の変動要因

ファンドは実質的に国内外の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

#### 価格変動リスク 〈株式〉株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。

中小型株式は、一般的に業績の変化が大きく、株式市場全体の値動きよりも株価の変動が大きくなる傾向にあります。

#### 信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

#### カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。

新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

#### 為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

#### 流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。

市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

\*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点

ファンドは、特定のテーマに絞って投資を行うため、ファンドが投資する企業の業種が偏在する場合があり、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。また、より幅広い業種・テーマの株式に投資する場合と比べ、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

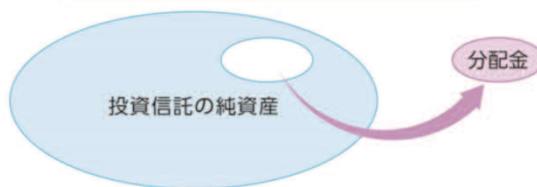
### ベンチマークに関する留意点

ファンドはベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、主として、ファンドとベンチマークの組入資産の銘柄、売買タイミング、時価評価および比率の差異並びに信託報酬、取引費用、為替等の要因があるため、ファンドとベンチマークの騰落率は完全に一致するものではなく、乖離する場合があります。ベンチマークの算出・取得ができない事態が生じた場合、委託会社はベンチマークの変更や廃止を含む運用方針の見直しを行うことまたはファンドを償還することができます。

## ■収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

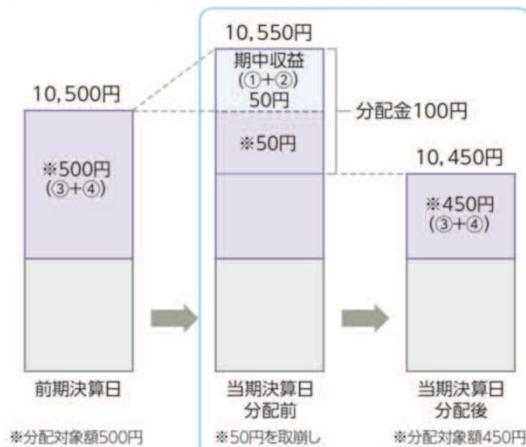
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



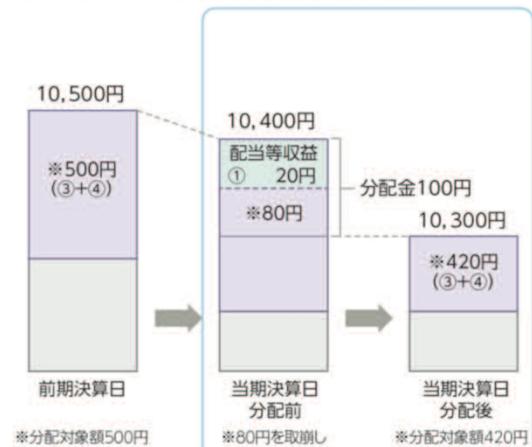
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### ■前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### ■前期決算日から基準価額が下落した場合

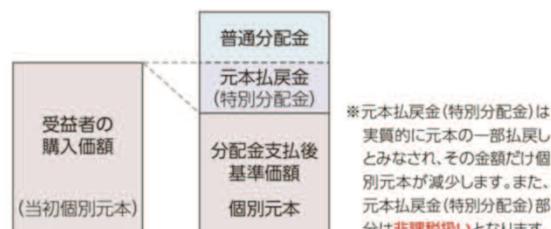


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

#### ■分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



#### ■分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金	個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金)	個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。  
**お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。**



## お申し込みメモ

### 購入単位

お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

\* 分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。

### 購入価額

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額

### 換金価額

換金の申込受付日の翌営業日の基準価額

### 換金代金

原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

### 購入・換金申込不可日

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する日には、  
購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。

### 申込締切時間

原則として毎営業日の午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）

\* 販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 換金制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。

### 信託期間

2021年3月11日から2029年7月10日まで

### 繰上償還

信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で  
償還することがあります。

### 決算日

毎月10日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）

### 収益分配

毎月の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。

\* 「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。

### 課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に  
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。  
配当控除は適用されません。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める**3.30%（税抜3.00%）以内**の率を乗じて得た額  
信託財産留保額 ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 日々の投資信託財産の純資産総額に**年率1.573%（税抜1.43%）以内**の率※を乗じて得た額とします。

運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または  
信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

※ 信託報酬の料率（信託報酬率）は、以下の計算式で算出されます。

信託報酬率（年率・税抜） =  $1.43\% - (E\ T\ F\ 運営経費率 \times \text{前月末のE}\ T\ F\ 投資割合})$

・「E\ T\ F\ 運営経費率」とは、信託財産で投資している上場投資信託証券の目論見書、その他公表資料に記載されている運営経  
費比率をいい、信託報酬率の算出時点で委託者が知り得る最新の率とします。

・「前月末のE\ T\ F\ 投資割合」とは、前月最終営業日における信託財産の当該上場投資信託証券への投資割合をいいます。

・「前月末のE\ T\ F\ 投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、信託報酬  
率は年率1.43%（税抜）とします。

その他の費用・  
手数料

- 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うも  
のとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時  
期を記載できません。
- 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して**年率0.11%（税抜  
0.10%）を上限**として、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。

\* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。



## 販売会社（投資信託説明書（目論見書）のご請求・お申し込み先）

- 受益権の募集・販売の取り扱い、投資信託説明書（目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資※に関する事務などを行います。

※ 分配金を受け取るコースのみを取り扱う販売会社は当該業務を行いません。

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、マネックス証券 株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○	
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	○
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行※	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※インターネットでのみのお取り扱いとなります。

### ■ 当ファンドの照会先

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）  
電話番号：03-6447-3100 ホームページ：<https://www.invesco.com/jp/ja/>

### 【ご留意いただきたい事項】

当資料は、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。また過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。本文で詳述した当資料の分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と重要な差異が生じる可能性もあります。投資信託は、実質的に株式など値動きのある有価証券など（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべてご投資家の皆さんに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。当ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。当ファンドの購入のお申し込みを行う場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時に販売会社でお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。